

平成28年第12回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成28年12月12日(月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席委員
- | | | |
|-----------|------------|------------|
| 議長 山本 正二 | 1番 永富 典雄 | 2番 野村 久幸 |
| 3番 藤井 英雄 | 4番 野尻 涉 | 5番 吉村 信男 |
| 6番 安部 好恵 | 7番 馬屋原 眞一 | 8番 安富 法明 |
| 9番 三好 堯 | 10番 俵 薫 | 11番 平嶋 康秀 |
| 12番 三好 睦子 | | 14番 田口 幸雄 |
| 15番 松原 正晴 | 16番 石田 健治郎 | 17番 中島 紘一 |
| 18番 井上 道雄 | 19番 田中 剛二 | 20番 阿座上 五六 |
| | 22番 | 23番 井町 哲 |
| 24番 鮎川 幸彦 | 25番 篠田 巧 | 26番 岸 英法 |
| 27番 三戸 勲 | 28番 山中 佳子 | 29番 中野 修 |
| 30番 藤岡 和文 | | 32番 吉村 徹 |
| 33番 井上 兼夫 | 34番 伊藤 新司 | 35番 伊藤 太一 |
| 36番 桑原 正彦 | 37番 山本 正二 | |
- 4 欠席委員
- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 13番 大野 龍男 | 21番 原田 一馬 | 31番 野村 孝 |
|-----------|-----------|----------|
- 5 事務局
- | | | |
|------------|----------|-----------------|
| 事務局長 末藤 勝巳 | 主幹 中村 正寿 | 係長 篠田 淳也 |
| 美東総合支所分室長 | 長尾 加代子 | 秋芳総合支所分室長 三原 義男 |

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今より平成 28 年第 1 2 回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 36 名中、33 名で定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、欠席委員は 13 番 大野委員、21 番 原田委員、31 番 野村委員の 3 名でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第 16 条第 2 項の規定による議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。(はいの声) ありがとうございます。それでは議事録署名委員を指名いたします。3 番 藤井委員、30 番 藤岡委員。宜しく願いいたします。師走になって何かと忙しい日々が続いておりますけれど、これが今年最後の総会となります。来年の 1 月 6 日にあります最初の互礼会には皆さんで元気な顔を合わせたいものだというふうに思っております。このメンバーで行う互礼会は、これが最後となります。それと、もう一つは次の改選日より新しい法律によって農業委員が選出されます。このような形での農業委員として最後の委員さんになるわけでございます。是非、元気な顔で皆さんと飲み交わしたいものだと、それから今後の市政、農業行政についても語り合いたいというものだというふうに思っております。ご参加をお願いして私の最初の挨拶にかえさせていただきます。それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。番号 1 から 3 を一括して事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>3 件朗読。</p> <p>説明の前に本総会からの事務局の説明事項の追加について申し上げます。農地法第 3 条での許可要件として農地法第 3 条第 2 項 1 から 7 号までに該当しないことが定められております。これについて県の指導で総会の際、各項目について説明することになりました、ご審議の参考としてください。</p> <p>1 件目。耕作管理が困難な譲渡人が申請地の隣接地を耕作する譲受人に対し贈与するものです。続いて農地法第 3 条第 2 項各号の農地権利移動の制限に関する事項について説明いたします。第 1 号の全部効率利用要件についてですが農機具の保有状況、現在の耕作状況から見て今後も農地を効率的に耕作管理することが見込まれております。第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが譲受人と家族の農作業を行う日数から農業に常時従事することが判断できます。第 5 号の下限面積要件ですが当市の 1,000㎡以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件については所有権移転で自ら耕作されるもので転貸禁止要件に該当しません。第 7 号の地域調和要</p>

	<p>件ですが水稻を耕作される予定で周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。自宅に隣接する農地を取得したい譲受人からの申し出に譲渡人が応じられたものです。続いて農地法第3条第2項各号の農地権利移動の制限に関する事項について説明いたします。第1号の全部効率利用要件についてですが農機具の保有状況、現在の耕作状況から見て今後も農地を効率的に耕作管理することが見込まれております。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人と家族の農作業を行う日数から農業に常時従事することが判断できます。第5号の下限面積要件ですが当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件については所有権移転で自ら耕作されるもので転貸禁止要件に該当しません。第7号の地域調和要件ですが自家用野菜を栽培される予定で周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。遠方に住み耕作管理が困難な譲渡人に替わり譲受人が畑地として維持管理することに合意されたものです。続いて農地法第3条第2項各号の農地権利移動の制限に関する事項について説明いたします。第1号の全部効率利用要件についてですが申請地1筆の新規の農地の取得で果樹を植栽して管理される計画で効率的に耕作管理することが見込まれております。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが譲受人の農作業を行う日数から農業に常時従事することが判断できます。第5号の下限面積要件ですが当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件については所有権移転で自ら耕作されるもので転貸禁止要件に該当しません。第7号の地域調和要件ですが果樹の植栽により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えます。以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
15番	15番、松原です。12月2日に山本会長、事務局5名、大野委員、私、担当地区委員で行いました。1番ですが場所は●●から●●に抜ける途中にあります。現在、耕作されている所を確認しました。よく管理されておりますので問題ないと思います。2番ですが耕作地も確認して全て管理されておりますので問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。

10番	10番、俵です。1番ですが年齢も若く、これまでも耕作管理をきちんとされておりますので問題ないと思います。
19番	19番、田中です。2番ですが問題ないと思います。
20番	3番ですが事務局からの説明があった通りです。譲渡人が遠方で耕作管理が困難なため、このように作る方が決まれば問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。
26番	資料2ですが地図と分間図が合っていないように思います。
議長	●●●●番●は実際には宅地でございます。一部、家庭菜園で畑を作っておられます。
7番	台帳上は田で●●●●㎡、実際には宅地になっていますが、これで1,000㎡以上耕作されているのですか。他にあるのですか。
議長	現に作っておられるのが他の箇所にも1町1反あります。
議長	他にないかございませんか。よろしゅうございますか。(はいの声) それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定いたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	1件朗読。

	<p>申請地は●●●●●から北に1.4kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は市内に居住する無職の者です。親戚からの贈与による申請地の取得で自宅と市道間の進入路を拡幅されるものでございます。既存の進入路については昭和56年に自宅を建設した際に無断で設置されておるものでございまして、このことに対するお詫びと今後、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
15番	<p>場所は●●に向かって国道から●●へ行く交差点から少し旧道に入った所になります。事務局から説明がありましたように無断転用されておりました。入り口が狭いので拡幅されるということで現地を確認しましたら確かに入り口が狭く車の出入りも大変だと思えます。よって問題ないと思えます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
4番	<p>4番、野尻です。道路幅は少し広くなり特に問題ないと思えますので宜しくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声)それでは採決に移りたいと思えます。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し諮問会議に附します。 続きまして議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 皆さんに議案書を発送した後に申請者の方から修正の申し出がありましたので、それに伴い修正をお願いいたします。1番ですが</p>

	<p>●●●㎡のうち●㎡となっておりますが、●●●㎡のうち●.●㎡に訂正されました。2番ですが植林で申請が出ておりましたけれど隣接する農地との影響を考えまして植林は取り下げられ、今後はコスモスを植栽され自己保全されるということで取り下げになりますので削除願います。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から南に2.5kmの位置にある農用区域内農地でございます。田の一面に携帯電話基地局を設置する届出でございます。以上でございます。ご審議のほど宜しく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
15番	<p>1番ですが申請地は●●●●●線の●●●から南へ入った所になります。高さ7mのアンテナを建てるということでございます。問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
33番	<p>33番、井上です。木を切ったり枝をのけたりすることは、ほとんどないので問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。私の方からも補足をしておきます。ここには40年以上の杉の木がたっている、地目が田でございます。その杉の木の間アンテナを立てるということでアンテナに当たる枝は切るかも分かりませんが木は切らないということでございます。行ってみましたら現況証明で処理出来るような状況の所ではございました。それと面積の変更につきましては農地を通過してメンテナンスをしないとイケない状況での申請でしたので、別に通路として5条で転用をお願いしますという指導をした関係上、若干面積が増えたということでございます。(黒板で説明)ただ田の真ん中にアンテナを立ててメンテナンスの時には、田の中を堂々と歩いて行くというのが今までの実情だったように思えますが、やはりそのへんについては、横に道があるのですから、くっつけておいて下さいというお願いをしたところでございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(はいの声)それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り当番委員の報告、協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は協議結果を附して市長のほうへ送付いたします。それでは報告事項に入りたいと思います。</p> <p>議事順位第4 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届について議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は●●●●●から北に1.8kmの位置で自宅に隣接する畑地の一部を利用いたしまして農機具倉庫ならびに作業場を設置される届出でございます。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
15番	<p>1番ですが申請地は、国道から●●の旧道に入って行った所になります。●●さんが、この家を買われたということです。農地として難しい場所でもあります。今後は野菜等を作って収穫したいということで農機具倉庫、作業場を作りたいということです。問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
4番	<p>4番、野尻です。今年の8月頃に自作地と農家住宅を新規に取得され野菜作りを計画されております。そのための準備として倉庫と作業場を作られるということで特に問題ないと思いますので宜しくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>
7番	<p>段差があるのですか。</p>
議長	<p>はい。1m少し段差があります。</p>
29番	<p>ネギを作られるのですか。</p>

4 番	そのように聞いています。他の農地に関しては畑に向いているか向いていないかよく分かりません。
議長	よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	他に発言もないようでございますので、報告第 1 号を終わらせていただきます。 議案第 5 号 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届について議題といたします。番号 1 と 2 を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	2 件朗読。 こちらの 2 件につきましては先程の除外と同様の理由で現地での指導により転用面積、借地面積の方が当初の申請時より増加しておりますので修正の方よろしくをお願いいたします。1 番ですが●●●●㎡のうち●●●㎡となっておりますが●●●㎡の箇所を●●●●㎡に修正お願いします。2 番ですが●●●●㎡のうち●●●㎡となっておりますが●●●㎡の箇所を●●●●㎡に修正お願いします。 1 件目。申請地は●●●●●●から東に 4.1 km の位置でございます。田の一面に携帯電話無線基地局を設置される届出でございます。2 件目。先程、除外のほうでも確認していただきましたけれども申請地は●●●●●●から南に 2.5 km の位置でございます。田の一面に携帯電話無線基地局を設置される届出でございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
1 5 番	1 番ですが申請地は国道から●●●に入る所から 1 km ぐらい行った所になります。先程、会長が言われたように面積が変わってきております。境の所の幅を少なくとっていたのを少し内側にしてとってもらいようになり、面積も広くなりました。問題ないと思います。2 番ですが先程、議案第 3 号の除外申請で説明した通り別に問題ないと思います。以上です。
議長	ありがとうございます。2 番につきましては、よろしゅうございますが 1 番につきまして地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
3 5 番	3 5 番、伊藤です。1 番ですが遊休化された所に、こういった届出が出たものでございます。問題ないと思います。

議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。
議長	特に発言もないようでございますので、報告第2号を終わらせていただきます。 議事順位第6 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について議題といたします。番号1から10を一括して事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	10件朗読。 1件目。高齢で体力の低下に伴う耕作者からの解約でございます。貸付人の方は今後の耕作者の方を探しておる状況でございます。 2件目。3件目。耕作者の方の高齢による体調不良の為、経営の縮小に伴った解約でございます。2件目、3件目の貸付人の方につきましても次の耕作者の方を探していただきたいという申し出がありました。 4件目。先程の3条の申請でご審議いただきました所有権移転に伴う合意解約でございます。 5件目。解約された後は所有者の方が自己保全されるということでございます。 6件目。先々月、転用申請がございました際に提出が漏れておったものでございます。転用申請前には成立しておったものでございますが、この度、提出されたものでございます。 7件目。8件目。9件目。今後、法人に預けられる予定があるとのこと。 10件目。解約後、所有者の方が自己保全されるということでございます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。1件目につきましては私の担当の地域でございます。田の条件が非常に悪いので難しいという話にはなっておりますが、現地に行って近所で作っておられる方とも話してみたいなというふうに思っております。
32番	2件目、3件目ですが次の耕作者の方と話している状況です。
議長	以上でございますが委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
委員	はい。

	<p>この要綱を見ますと利用権設定の期間内に利用権を解約したうえで機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないとあります。返還を要しないという要綱の中には補助金の要件を満たした残存期間、以上の間、当該農地を機構に貸し付けることが決まりということでもあります。機構は基本的に10年以上やります。担い手の方は6年。ですから、残存期間以上継続して機構に貸し付けると補助金の返還は要しないということが、しっかり書かれております。機構の実績をあげるがために解約をし、付け替えをして機構の実績を伸ばすという、これしかないと思っております。補助金の返還を要しない要件の中にありますように、補助金の返還はないということでございます。機構が平成26年にできておりまして3年目であります。やはり山口県でも、こういった付け替えが頻繁に行われております。山口県でも一番最初にしたのは、長門市と聞いております。美祢市も、けっこう合意解約があって、再度法人へ付け替えをされるということがありました。先月も山口市の方で約千筆の付け替えがあったようでございます。こういったことは極力、更新を待って機構へ貸し付けをするということで先月の常任会議で会長の方から機構に対しまして質問を投げかけておられます。農業会議もなんで機構が、そういうことをするのかということも不思議がられておりまして、同じ補助金を出すのであれば、やはり更新を待って、それから新たに貸し付けをすればいいのではないかとということで農業会議の林会長の方から県の農林振興課の方に話がありましたので、今月21日に行われます県の常任会議で、その回答を中間管理機構の方からいただけるということになっております。ただし補助金の内容につきましては、先程、申しましたように二重になっても相手が機構であれば残存期間をオーバーしておれば返還を要しないとありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。野村委員さん、よろしゅうございますか。</p>
2番	はい。事務が複雑になって、どんどん機構を通して補助金をもらえるということですか。
事務局	1ヘクタール解約しまして付け替えで更に1反足して今回、付け替えをされております。新たに増える分については補助金が出るということになっておるようです。
2番	もし、そうなら農業委員会を通すより機構を通したほうがいいということですよ。
事務局	実際、平成26年に実施要綱等が出されております。ただ農業委員会も農林課も配分計画を作ります。同じことを2回しないといけないということになります。
2番	農家にとっては機構を通したほうがいいのですか。

事務局	そうですね。機構は平成26年の実績がなかったのですが、平成27年につきましては50パーセント近くの実績がありました。このことは農業会議さんのほうも察知をされております。農地中間管理機構の実績を伸ばすためだけの付け替えではないかと思っております。10年貸し付けしますので、どこかで頭打ちになるのではないかと思います。3年後、4年後しますと機構の貸し付けが減ると思われますので当然、山口県の目標であります70パーセントの集積は見込めないというふうに考えております。
2番	法人だけではなく認定農業者も当てはまりますよね。
事務局	はい。中間管理機構を通しまして認定農業者なり法人が対象となります。
議長	機構を通すことによって農家の方は確実に借地料が入ってきます。農地の借地料が無料というのが増えてきておりましたが、機構を通せば賃借料を払うようになります。ただ今までは、同じ田を賃貸借で借りていて不況作で米が出来なかったので、まけてくれというのは個人対個人で出来ておりましたが、今後は、機構に払うお金になりますので出来なくなります。今までは、個人対個人で借地料を払っていましたが、間に中間管理機構を挟むことによりまして農地の借地料を支払わなければいけない。ある意味で言えば差し押さえ等々の対象にもなってくるという気がしております。実際に起こったという事例は聞いておりません。
2番	解約をして中間管理機構を通した場合は、貸し手のほうが10アールだったら10万か15万。70アールからだったら100万ぐらい補助金が出ると聞いています。借り手も、その何分の1か入るようになっていると思います。
議長	もらっているぶんにつきましては、ないと思います。もらってないのにつきましては補助金があると思います。
29番	国は借地料を払って合う話なのですか。
2番	国が農地集積するために農家に対してあると聞きました。そうすると今、解約して付け替えをすれば、また補助金がもらえるのではないかと思うのですが違いますか。
事務局	付け替え部分については先程言いましたけど、わずかあるのかも分かりませんが新規につきましては27,000円ということでございます。新規につきましては当然、補助金がありますが付け替えにつきましては、わずかな補助金というふうに聞いております。

2番	私が疑問に思っただけです。
12番	12番、三好です。●●●●●●●●に、このようにやりなさいと指導があったわけですか。
議長	<p>農業委員会は、指導をしたことはありません。私が常任会議の中で質問をして、その回答については、今月の常任会議の中で回答するという事になっております。農業会議の林会長から農業振興課の方に対して、なぜ付け替えをするような指導をするのかと。満了してからやればいい話ではないかということで。私たちがやっても機構がやっても農業委員会に影響は出ます。今年の3月に総会にかけて契約の更新をしたのに、わざわざ解約をする。解約も全部、書類に書き込まないといけないのです。そして新たに契約をするほうも書かないといけない。その時にどうなるかという一旦、解約をして中間管理機構と地主が契約をして次の月に今度は管理機構と借りる法人との契約が出てきます。そうすると3回から4回、事務局は同じことを書き続けられないといけない。農業委員会事務局に対して事務負担になります。更新の時だったら契約が切れたので新たにやりますよというなら解約もいりません。同じことを何回もやるということが軽減されます。そのへんも含めまして、なんで期間の満了まで待てないのかという話を先月の常任会議の中で話して帰ったところです。だから農業委員会がわざわざ指導するということはありません。</p>
美東農委分室長	<p>美東分室の長尾と言います。兼務しております市の農政部局の立場で申し上げます。行政側として県の基本方針がでまして今年1筆以上新規があれば、地域でまとまって「人・農地プラン」を作って、その中でみんなで話し合って10年間こうしようというものがあれば地域集積協力金。先程から補助金と言われておりますが、機構集積協力金には地域集積協力金と耕作者協力金があります。合意解約して付け替えをした場合、地域集積協力金になります。6年間を待たずに合意解約したものに補助金が出るという話であったかと思えます。話があちこちしますが三好委員さんから指導があったのですかと言われてましたが美東の10法人全てに県から、このような基本方針が出ていますが、どのようにお考えですかという打診はさせていただいております。「人・農地プラン」は本当なら新規でくりますから1つの法人と1名の認定農業者で地域をくりました。その中で作りやすいように集約化を考えて片側に寄せた。片側に寄せることにより本当の地域集積協力金であり人・農地プランを作って地域の話合いの中での補助金であったらと思います。新規集積面積があれば付け替えは可能ですという話しの中で今年は1筆以上であり、周りとの関係で集積されるところもあり情報も法人が入っていたので打診をした中で3法人があがってきています。平成28年は新規面積が今まで担い手が作っていない耕作地を担い手が作る場合、地域で話し合って人・農地プランがあって、その中にある面積純増があった場合には1反27,000円。他の付け替えは1反5,000円です。今年、国から下りてくるお金は新規面積に対して1反5,000円というのが国から山口県に下りてきます。その範囲の中で地域集積協力金が足りない場合には単価を下げることもありますという</p>

	<p>但し書きがある中でやってきました。なぜ機構がいいかと言いますと、支払いを機構がまとめてしてくれる。法人からもらったのを機構が各個人に払ってくれる。そして農地がもう出来ないからお願いしますという人に耕作者協力金が出るということになります。事務的には30日までの締め切りに合意解約と利用権設定申出書を出して、その後に総会にかかります。総会にかかったものを県が配分計画を作ります。その後は県と機構がやりますので中間管理機構が耕作者にいくということになります。地域でくくった地域集積協力金の中でないと誰もかれもとは、いかないと思います。</p>
2番	<p>一つ言いたいのは、事務局は大変だと言われますが農業委員だって契約するために皆さん苦労してやっているわけです。それで、みんな付け替えをするのであれば流動化をやめたほうがいいのではないかと思います。全部、中間管理機構にお願いしますと言ってやったほうがいいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>ごもっともだと思います。正し、農業振興地域に入っている農地しか機構は受けません。法律が発足する時は、そうではありませんでした。農業振興地域に入っておっても機構へお願いした時に今度は機構の方の基準があります。それに合致しなければ、この農地は該当しませんという回答が返ってきます。実際に集積する場合は、つながっている農地。解約しても付け替え以外に新たに農地を出されても農地が離れておったりしますと機構は受けません。</p>
議長	<p>先程、私が言った時に事務局が大変と言いましたが、実際には農業委員さんは、流動化で一生懸命、今までやってきたことを機構がもっていくという発言をしております。皆さんがやって下さっているのが分かりますので、ここではあえて口に出しませんでした。農業委員さん一人一人が汗水流してつくられた契約を簡単にもっていくのかというふうな話はしております。</p>
2番	<p>農協から来年度の作付計画書がきておりましたが、それに中間管理機構に預けたい人は丸をつけて下さいという欄がありました。分からないで丸をつける人もいるのではないかなと思います。農協さんが、どれだけ対応されるのかなと思います。</p>
議長	<p>それも農業委員会からの指導ではございません。農林課と農協さんとの間での話ではないかと思います。それはそれとして今、皆さん推進してもらっております流動化につきましては、引き続き宜しく願いをしておきます。先程、局長から話がありましたように農業振興地域以外は受けませんし、農業振興地域であっても機構は受けない農地がたくさんあります。大変なところ、もう少しご協力お願いいたします。他に何かございませんか。事務局より今後の日程等についてお願いいたします。</p>

事務局	<p>今後の日程ですが次回の総会ですが1月17日の火曜日でございます。午後2時から、この場所で行います。農業相談日につきましては1月10日の火曜日でございます。美祢地区につきましては松原委員さん、美東地区につきましては田中委員さん、秋芳地区につきましては中島委員さんでお願いします。現地調査につきましては1月11日の水曜日でございます。平嶋委員さんと田口委員さんでございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>今日、配布しております資料についてご説明いたします。全国農業新聞やまぐち普及推進ニュースですが美祢市は新規申込の部で3位となりました。裏面のほうに内訳が書いてあります。会長さんが12部、安部委員さんが2部を普及されまして計14部の農業新聞の新規の申込がありました。皆さんも引き続き宜しく願いいたします。続きまして平成29年度 山口県農業施策に関する意見書ですが9月の総会終了後に各部会で集まっていたきまして意見書を作成してもらいました。農業委員会等に関する法律第38条第1項及び第53条第1項により業務の実施を通じて得られた知見に基づき関係行政機関等に農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出で、まとめたものを山口県農業会議の方へ送りまして山口県農業会議が県知事の方へ11月17日付で意見書を提出されたわけでございます。内容につきましては1ページ、2ページに4つの項目で書かれております。4の地域農業の振興に関する項目に皆さんがまとめられたことが載っているのではないかと思います。内容は説明しませんが、このように提言されましたので、ご報告いたします。先程から農地中間管理機構の話がでていますが先々月ぐらいに平嶋委員さんがホームページで借り受けをしたのを見たことがあると言われたものの資料があります。中間管理機構のホームページに借り受けの一覧表が載ってありました。美祢市だけを抜粋したものになります。借受希望者一覧ということで名前が載っております。今から利用権設定されるところがあれば、こちらも考えられてはいかかと思えます。聞きますと認定農業者さんの方へ借受希望を出して下さいという話も聞きましたので認定農業者さんが好んで出されたのではないのかなと感じております。それからカラーパンフレットをつけております。山口県団体指導室のほうから配布して下さいということでございました。一見すると農地を貸せば固定資産税が2分の1になるのではという感じです。しかし農地が荒れておれば平成29年度から固定資産税が1.8倍に増額されると書いてあります。裏面に固定資産税の課税強化・軽減について書いてあります。機構に貸せば全ていいものではありません。所有する全農地（10アール未満の農地は除く）を平成28年度以降にまとめて機構に10年以上貸し付けておれば10年以上15年未満の期間で固定資産税が3年間、15年以上であれば5年間、2分の1に軽減されると書いてあります。この対象者ですが23人ぐらいしかいなかったように記憶しております。情報提供ということで税務課の方へ通知しなければいけません。1月1日現在で23名の対象者がいるということをお知らせしようと思っております。次に荒れた農地を十分に管理されていない農地を放置すると固定資産税が1.8倍ということでございます。11月末日現在で対象となる方は8名で12筆あります。8名につきましては勧告を出してございまして機構が農地の所有者に対して、どうされますか？意向がなければ固定資産税が上がります。機構に貸し付ければ固定資産税は上がらないようになります。今年、農地パトロールをして新たに遊休農地として確認したのが32名でした。その方に対して</p>
-----	--

<p>議長</p>	<p>1 1月末付で意向調査を発送しております。返信期日が来年の1月末までになっておりますので、その回答を見て来年の8月頃の農地パトロールで確認するようになります。それから1月の総会で活動記録簿をお渡ししようと思います。12月末までの活動記録簿の記入をよろしくお願いいたします。</p> <p>最後に1月6日に新年互礼会を予定しております。市長も出席されます。出欠表とバスの時間等を書かれたものをお配りしております。当日、欠席でバスも乗らないというのが分かっている委員さんにつきましては総会終了後、事務局まで言っていただけたらと思います。最終の出欠を26日の月曜までに連絡をお願いいたします。事務局からは以上です。</p> <p>最後をお願いをします。最初の挨拶の中でもお話しましたが今年の新年限り全員出席でお願いしたいと思います。こういうふうな形での農業委員会、最後の委員ですので締めくくりも兼ねてやりたいというふうに思います。ご協力よろしくお願いいたします。それでは本日の総会を閉じたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>互礼。</p> <p>午後3時45分閉会。</p>

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成28年12月12日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

